

政令第二百三十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十条」を「第八十九条」に、「第九十一条」を「第九十条」に改める。

第七十六条第二項中「四課」を「三課」に、
「貯金保険課
信書便事業課」
を「信書便事業課」に改める。

第七十七条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第七十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

第八十七条第四号及び第五号を次のように改める。

四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七

年法律第百号) 第十六条第一項及び郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号) 第六十五条第一項の規定に基づく検査に關すること。

五 郵政事業のうち郵便事業以外のものに関する事。

第八十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関する事。

第八十九条を削り、第九十条を第八十九条とする。

「消費者行政第一課

「安全・信頼性対策課

第九十一条第二項中「六課」を「七課」に、

を 基盤整備促進課 に改め、第

消費者行政第二課」

利用環境課」

一章第二節第三款第十目中同条を第九十条とし、第九十二条を第九十一条とする。

第九十三条第一号中「及び電気通信技術システム課」を「、電気通信技術システム課及び安全・信頼性対策課」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条を第九十二条とす

る。

第九十四条第一号中「データ通信課」の下に「及び基盤整備促進課」を加え、同条に次の二号を加える。

三 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の提供に関する契約に関すること（電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものを除く。）。

四 電気通信事業法第七十三条の二第一項の規定による届出の受理に関すること。

第九十四条を第九十三条とする。

第九十五条第一号中「電気通信技術システム課」の下に「及び安全・信頼性対策課」を加え、同条を第九十四条とする。

第九十六条第一号中「有線ラジオ放送の施設」の下に「の設置」を、「限る」の下に「。次条第一号において同じ」を、「こと」の下に「（安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号を削り、同条を第九十五条とする。

第九十七条（見出しを含む。）中「消費者行政第一課」を「安全・信頼性対策課」に改め、同条各号を次

のように改める。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関する技術的事項に関すること（電気通信設備に係る事故に関する対策に係るものに限る。）。

二 非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

第九十七条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（基盤整備促進課の所掌事務）

第九十七条 基盤整備促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電気通信事業の用に供する電気通信網の整備及び維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 電気通信事業法第七条に規定する基礎的電気通信役務に関すること（電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。）。

第九十八条の見出しを「（利用環境課の所掌事務）」に改め、同条中「消費者行政第二課」を「利用環境課」に、「のうち電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るもの」を「（料金

サービス課の所掌に属するものを除く。」に改める。

第二百五条第一項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」の下に「（平成十七年法律第百一号）」を加える。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。

附則第十九条中「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次」を「当分の間、附則第六条第一項各号」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第十九条を附則第十八条とし、附則第二十条を削り、附則第二十一条を附則第十九条とする。

附則第二十二条第一項中「間、整備法」を「間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この項において「整備法」という。）」に改め、同条を附則第二十条とする。

附 則

この政令は、令和五年七月七日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報流通行政局郵政行政部貯金保険課を廃止してその所掌事務を同部企画課に移管するほか、総合通信基盤局電気通信事業部に安全・信頼性対策課及び基盤整備促進課を設置するとともに、同部消費者行政第一課を廃止してその所掌事務を同部料金サービス課等に移管する等の必要があるからである。